

仮徴収、本徴収について

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
前年の所得が確定していないため、原則として前年度2月の徴収額と同額を納めていただきます。			確定した年間保険料額から、仮徴収額を差し引いた残額を3回に分けて納めていただきます。		



そのため、特別徴収(年

後期高齢者医療保険料 特別徴収(年金天引き)額について 8月の特別徴収額が変更になる場合があります

徴収額の調整の参考例～年間保険料が58,800円の場合～

8月の徴収額が減額になる方

仮徴収			本徴収			年間保険料
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月	
12,100	12,100	12,100	7,500	7,500	7,500	58,800
↓			↓			
12,100	12,100	5,200	9,800	9,800	9,800	58,800

単位：円

8月の徴収額が増額になる方

仮徴収			本徴収			年間保険料
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月	
7,900	7,900	7,900	11,700	11,700	11,700	58,800
↓			↓			
7,900	7,900	13,600	9,800	9,800	9,800	58,800

単位：円

※土・日曜日を除く

専用窓口設置期間 8月3日(木)～10日(木)

午前8時30分～午後5時

提出先・問い合わせ 子育て推進課助成係(市役所1階)

児童扶養手当額が変更になりました

平成29年4月分(29年8月定例振込分)からの手当額の変更

支給区分	改定前(月額)	改定後(月額)
全部支給	42,330円	42,290円
一部支給※	42,320～9,990円	42,280～9,980円

※所得に応じて決定

児童扶養手当の現況届の提出時期です

児童扶養手当を受けている方は現況届の提出が必要です。 該当の方には8月上旬に案内通知を送付しますので、必ず提出してください。

※3日、10日は午後8時まで 持ち物 児童扶養手当証書(現在支給を受けている方)、印鑑、養育費等に關する申告書、一部支給停止適用除外事由届出書および添付資料(該当の方のみ)

なお、現在所得制限を超えていて支給停止となっている方も、前年の所得状況によっては支給となる可能性があります。提出をお願ひします。

※その他別途書類が必要な方は、案内通知に記載してあります。 ※専用窓口設置期間になっても案内通知が届かない場合は、ご連絡ください。

介護保険料の8月特別徴収(年金天引き)額について

65歳以上の方の介護保険料は、その多くが特別徴収(年金天引き)となり、原則年6回年金支給月に納めていただいておりますが、8月の特別徴収(年金天引き)の額が年間の特別徴収(年金天引き)額に比べて大きく増額または減額している場合があります。

これは、特別徴収(年金天引き)の額が年間を通しでできるだけ均等になるように、8月の徴収額を調整したことです。詳しくは、7月に送付した「介護保険料納入通知書」または市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ 高齢介護課介護保険料係

国民年金保険料は前納がお得です

平成29年度の国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1か月当たりの保険料は1万6千490円ですが、まとめて前払いすると、割引が適用されるのでお得です。 例え、10月分から30年3月分までの6か月分を毎月納付した場合、合計額が口座振替による10月分

「9万8千940円」となりますが、現金やクレジットカード等でまとめて前納すると「8000円」の割引になります。また、口座振替でまとめて前納する場合は、割引がさらにアップし「1千120円」の割引となります。

前納を希望する方は、口座振替申出書が8月31日までに金融機関(ゆうちょ銀行含む)または年金事務所へ届くようお早めにお申し込みください。 問い合わせ 青梅年金事務所 所番30・3410

障害等のある方へ 手当・マル障の所得の見直し時期です

過去に所得制限を超えていたため、心身障害者福祉手当・難病福祉手当・心身障害者(児)医療費助成(マル障)を受けていない方で、所得が下がったなど、新たに受給資格に該当すると思

われる方は、申請手続きをしてください。なお、現在受給中の方は、手続きは不要です。 対象者等の内容は、左表のとおりです。 ※申請に必要な要件や所得

制限の詳細については、市ホームページをご覧ください。 申請・問い合わせ 障害がい者福祉課庶務係(市役所1階)



区分	心身障害者福祉手当	難病福祉手当	心身障害者(児)医療費助成										
対象	身体障害者手帳1～4級 愛の手帳1～4度 脳性まひ・進行性筋萎縮症	難病医療費助成の対象疾病に罹患し、原則として「特定医療費受給者証」または「マル都医療券」をお持ちの方	身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級を含む) 愛の手帳1・2度										
所得制限限度額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族等の数</th> <th>所得制限限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>3,604,000円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>3,984,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>4,364,000円</td> </tr> <tr> <td>3人目以降</td> <td>1人につき380,000円を加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>※扶養親族の年齢等により上記限度額に加算できる金額、該当すれば所得から控除できる金額があります。</p>			扶養親族等の数	所得制限限度額	0人	3,604,000円	1人	3,984,000円	2人	4,364,000円	3人目以降	1人につき380,000円を加算
扶養親族等の数	所得制限限度額												
0人	3,604,000円												
1人	3,984,000円												
2人	4,364,000円												
3人目以降	1人につき380,000円を加算												
所得の見直し月	平成29年8月以降は、28年中の所得により判定します。		平成29年9月以降は、28年中の所得により判定します。										
現在受給中の方(手続き不要)	平成29年4月～7月分は、8月18日に振り込みます。		平成29年9月1日から使用する受給者証は、8月下旬に送付します。										